

心ある議員が力を合わせ議会の矜持を保とうと 中川市長の不信任決議案 提出へ

上越市議会は7月の臨時議会で中川幹太市長に対する辞職勧告を決議しました。

ところが中川市長はそれに対して真摯な態度を示すどころか、8月23日、市議会議長に対して“報告文書”を提出し、辞職しない旨の考えを明らかにしました。

それによると、「厳しい御意見だけではなく、私を応援してくださる方々(中略)のご期待に少しでも応えたいという思いが日増しに強くなり、この度、市長として職責を全うしてまいりたい」などとしているのみで、自らの重大な不適切発言に関する反省の言葉は見当たりません。

そして、文末で「なお、私自身の戒めといたしましては、今後、公職の候補者でなくなった際に、先の市議会臨時会に提案した減給額に相当する額を上越市に寄附をすることで対応してまいりたい」と述べ、市長在任中には“自らの戒め”さえも何も行わず、そのまま任期終了まで何もなかったかのように市長職を続けることを明らかにしています。

これは辞職勧告を決議した議会を愚弄

日本共産党上越市議員団ニュース
No.842 2024年9月1日
連 上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)
絡 橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)
先 平良木 哲也 090-1808-6919 (上中田(金谷区))
ホームページ <https://jcpjoetsugiindan.webnode.jp/>

するものであるばかりでなく、市政を委任した市民の信頼を踏みにじる重大な問題です。

この文書が明らかにされた会派代表者会議では、「このように議会を愚弄するような文書を受け入れることはできない」などの声が出されたほか、その後の議会運営委員会でも、「これが辞職勧告決議への答えだとしたらふざけている」「決議を愚弄している」「なんらかの対応がないと審議に応じられない」などの厳しい意見が出されました。

日本共産党議員団は、「辞職勧告決議に対して真摯な態度が見られない市長の姿勢に対しては、厳粛に対応せざるを得ず、法的効力のある『市長不信任』を決議する必要がある」「また、市長が提案する議案に対しても、何もなかったかのように審議することはできない」として、右の決議案の提出に賛同することなどを確認しました。

市長に対する不信任決議

議員の3分の2以上が出席して4分の3以上が賛成することで不信任決議ができる。(地方自治法178条)

市長は決議の通知を受けてから10日以内に議会を解散することができ、議会を解散しない場合、または、解散後の初めての議会で3分の2以上の議員が出席し過半数が賛成し、再び不信任が決議された場合、失職する。

中川幹太市長に対する不信任決議(案)

提案者 滝沢一成
賛成者 本城文夫 上野公悦

上越市議会は、中川幹太市長を信任しないことを決議する。

【提案理由】

中川幹太市長は、就任以来、度々、不適切発言や不当な発言を繰り返し、その都度、謝罪、釈明及び撤回を行ってきた。市民の期待と信頼を裏切る言動は目に余るものがある。

具体的には、令和4年4月の若手経営者グループとの意見交換会における高田・直江津の中心市街地・商店街に関する発言、令和5年7月の県内経済団体との会合における市内の私立高校に関する発言令和6年6月の上越市議会6月定例会一般質問における市内事業所及び市民に対する発言などが挙げられる。

不適切な発言や不当な発言で市民に心痛や不快感を与えながら、その都度、反省を口にしてはいるが、反省を次に活かす、教訓とするという姿勢が見えないまま、今日に至っていることは、中川幹太市長が本質的に偏見や差別意識を持っているのではないかとさえ感じることを禁じ得ない。

県内第三の都市である上越市のトップとして、また、市民の模範となるべき立場にある市長として、市政の混乱と市民の信頼を失墜させたことに対する政治的、道義的な責任は免れ得ないものであり、市民のために一日も早く市政を通常の姿に戻さなければならない。

然るに、7月19日の臨時議会において辞職勧告決議案が議会から提出され、四分の三以上という圧倒的多数の議員の賛成により可決されたが、市長はその議会の意志を尊重せず、8月23日辞職しない旨を当市議会議長宛の文書により通告してきた。その文書によると、任期終了までの職務継続を宣言し、「私自身の戒めとしては、今後、公職の候補者でなくなった際に対応する」などと公職にある者としては全く責任感を感じさせない姿勢を示している。このことは、辞職勧告を決議した当市議会を軽んじているばかりか市民の信頼を踏みにじる行為である。よって上越市議会は中川幹太市長を信任することはできない。

以上、決議する。

| 2024年9月議会審議予定(変更することもあります) | | 9月10日(火)・11日(水) | 文教経済常任委員会 |
|----------------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 9月2日(月)・3日(火) | 本会議 | 9月12日(木)・13日(金) | 総務常任委員会 |
| 9月4日(水)・5日(木) | 厚生常任委員会 | 9月18日(水)～24日(火) | 一般質問 |
| 9月6日(金)・9日(月) | 農政建設常任委員会 | 9月26日(木) | 本会議 |